

## 農地を相続したときには、農業委員会へ届け出を

農地を相続した相続人は、その事実を農業委員会に届け出る必要があります。農地を相続した場合の手続きは次のとおりです。

### ▶法務局で登記の名義変更

法務局で農地の登記名義人を被相続人から相続人に変更する相続登記を行います。

手続きに必要な書類は、法務局のホームページでご確認ください。また、登記についての相談は、毎月第3金曜日にくずま〜で行っている司法書士無料相談会でも相談できます。



法務局ホームページ

### ▶農業委員会へ届け出

農地の相続登記が完了したら農業委員会へ届け出てください。届書は町ホームページからダウンロードできます。届書には、相続したことを確認する登記簿謄本の写しを添付してください。



町ホームページ

なお、この届け出は相続登記が終わった後でなければできませんのでご注意ください。

### ▶所有者不明農地についてご相談ください

農地の所有者が分からないとき、あるいは所有者の所在が分からないときには、農業委員会が所有者の探索を行います。

探索によっても過半の持分を有する人の所在が判明しなかった場合には、農業委員会が公示し、農地中間管理機構にその農地を利用する権利を設定できます。ただし、農業委員会が探索できる範囲は登記名義人の配偶者と子までなどに限定されており、農地中間管理機構に利用権を設定できる期間は最長40年までです。

また、所有者が誰も分からない場合や、共有者の中に土地の利用に反対する人がいる場合は、最終的に知事の裁定を経て農地中間管理機構に利用する権利を設定できます。



☎農業委員会事務局 ☎65-8986

## 令和5年度葛巻町燃料等価格高騰対策支援事業

### くずまき商品券をゆうパックで交付しています

町では、国における物価高対策のための重点支援地方交付金を活用し、家計を支援するため全世帯に1万円分のくずまき商品券を交付しています。

#### ▶商品券の受け取りは4月30日まで

商品券は3月中旬にいらっしやい葛巻推進課からゆうパックで各世帯に発送しましたので、順次配達されています。配達員が訪問したときに不在の家庭にはポストなどに連絡票が入りますので、再配達を依頼してください。

#### ▶商品券が届かないとき

4月1日以降も商品券が届かない場合は、郵送状況などを確認しますので下記にお問い合わせください。

#### ▶商品券の有効期限

商品券の有効期限は6月30日までです。期限を過ぎると利用できなくなりますのでお早めにご利用ください。なお、利用できる店舗は通常の商品券と同じです。詳しくは町商工会にお問い合わせください。

☎いらっしやい葛巻推進課 ☎65-8983 葛巻町商工会 ☎66-2658

#### ▽商品券の見本



有効期限にご注意ください

## 自転車に乗るときはヘルメットを

昨年4月から、道路交通法の一部が改正され、自転車を運転する人はヘルメットの着用が努力義務になりました。

### ▶多発する自転車の死亡事故

ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていて交通事故に遭い死亡した人のうち、6割は頭部に受けた損傷が致命傷になっています。また、ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていた人が交通事故で死亡する確率は、着用していない人の3倍に及びます。

### ▶ヘルメットはみんなで着用しよう

年齢を問わず、自転車を運転する人はヘルメットをかぶるよう努めましょう。13歳未満の子どもの保護者は、自転車を運転する子どもにヘルメットをかぶらせるよう努力しなければなりません。また、補助いすで小学校入学前の子どもを自転車に同乗させるときもヘルメットをかぶらせるよう努めましょう。



☎総務課 ☎65-8982

## 後期高齢者医療保険料率の改訂

後期高齢者医療保険料率は、2年ごとに見直しが行われます。

医療保険制度改革による負担率の上昇や被保険者数の大幅な増加および医療の高度化により、1人当たりの医療給付費は年々増加しています。その影響で医療給付費を保険料で賄うべき額が増加する見通しで、県後期高齢者医療広域連合では令和6年度と7年度の保険料を引き上げることになりました。なお、保険料の額は令和5年中の所得によって決定します。7月中旬以降に送付される通知書でご確認ください。

### ▶保険料（令和6年度、7年度）

均等割額 年額43,800円（2,900円増）

所得割率 8.53%（1.17%増）

### ▶保険料の軽減

均等割額は、世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じて2～7割軽減します。

☎住民会計課 ☎65-8993

☎県後期高齢者医療広域連合 ☎019-606-7500



## ごみの分別を確認しましょう

清掃センター（ごみ焼却場）は、施設延命化のための修繕工事を終えて焼却処理を再開していますが、最近、ごみの分別がしっかりとできていない状況が見受けられます。

分別が不十分だと施設の故障や作業員の負担の増加など、業務に支障が生じます。施設を長期間使用するためにリサイクルを推進し、ごみを出すときには分別のルールを守りましょう。

### ▶ペットボトル

水ですすぎ、ラベルとキャップをはずし、それぞれ分けて「資源ごみ」に出してください。

### ▶古紙

種類ごと（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック）に分けて、ひもで縛るなどして「資源ごみ」に出してください。

### ▶プラスチック製容器包装

プラマークの表示のあるものは、袋に入れて「資源ごみ」に出してください。汚れているものは「燃えるごみ」に出してください。



### ▶生ごみ

田子～四日市地区の生ごみは、くずまき高原牧場のバイオガスプラントでエネルギーとして再利用されます。生ごみ以外のごみや固いものが混入すると機械が故障することがあるので、正しい分別にご協力ください。

### 《混入させてはいけないもの》

#### ①生ごみ以外のもの

ビニール類、プラスチック類、アルミホイル類、金属類、紙類、割り箸、つまようじ、たばこの吸い殻、雑草など

#### ②固いもの

生米、貝殻、トウモロコシの芯、魚の頭や骨など  
※上記の地区以外は、コンポストや生ごみ処理機を利用するか、水をよく切って燃えるごみに出してください。町では生ごみ処理機の購入費用を助めていますのでご相談ください。

☎農林環境エネルギー課 ☎65-8985

